

会 議 録

1 会議名

令和3年度 上越市入札監視委員会 第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【委嘱状交付】（公開）

【挨拶】（公開）

【委員自己紹介】（公開）

【挨拶（委員長・副委員長）】（公開）

【入札・契約制度の概要】（公開）

- (1) 上越市入札監視委員会の概要
- (2) 上越市の契約制度の概要
- (3) 令和3年度の入札・契約制度について
- (4) 上越市財務規則【抜粋】

【報告】（公開）

- (1) 発注状況について（市発注）
(ガス水道局発注)
- (2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和3年5月13日（木）午後1時30分から午後4時20分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 3階 災害対策室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、岩井文弘、上原みゆき

・事務局

上越市：柳澤財務部長、平野契約検査課長、小林参事、鋤柄副課長、石野係長、
荒川係長、春日主任

ガス水道局：山田総務課長、新部副課長、城川係長、近藤主任、小林主任

（審議案件担当課等）

用地管財課：大島係長

健康づくり推進課新型コロナウイルスワクチン接種事務室：杉田係長

都市整備課：小林係長
道路課：金子主任
建築住宅課営繕室：岡副室長、袋係長、長田係長、江口主任
生活排水対策課：細野下水道センター長
下水道管理課：杉田係長
ガス水道局浄水センター：服部係長
ガス水道局建設課：小林主任

8 発言の内容

【開会】

平野課長： 皆様お疲れ様でございます。それでは時間となりましたので、只今から上越市入札監視委員会令和3年度第1回会議を開催します。本日の進行をさせていただきます契約検査課の平野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

上越市では、市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承ください。

また、傍聴される皆様におかれましては、会議に対する発言権がないこと及び会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議の途中、休憩を兼ねて換気をさせていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

始めに、委員の委嘱状を交付いたします。

【委嘱状交付】

(池田委員から 50 音順に交付)

【挨拶】

平野課長： それでは、財務部長の柳澤がご挨拶を申し上げます。

柳澤部長： 皆様こんにちは。司会から紹介がありました財務部長の柳澤祐人と申します。本年4月1日からの新任でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、ご多用のところ1回目の上越市入札監視委員会にご出席いただきありがとうございます。

県内では、新潟市・長岡市域周辺、上越市もそうですけれども、新型コロナウイルスの感染が再び不穏な空気を見せております。

今日は、ご覧のとおり、新しい庁舎、私も初めて使わせていただきますが、換気等に注意しながら、万全な対策をとって会議を開催していきたい

と思っております。よろしくお願い申し上げます。

今ほど、市長代読をさせていただきまして、皆様に委嘱状を交付させていただきました。それぞれの皆様、有識者として委員に就任いただきました方々、また、公募委員として就任いただきました方々、感謝を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

この入札監視委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて、第三者の視点から入札・契約制度が適正に実施されているかどうかについてチェックいただく機関です。平成15年に県内初、市町村として初めて設置され、本年で18年目を迎えるということになっております。この間、委員の皆様からは、様々なご意見やご提言をいただいております。その積み重ねが当市の入札・契約に関する制度の客観性と透明性の向上に繋がっているというふうに考えております。

また、新型コロナウイルスの感染によって、地域経済がかなり疲弊しております。公共工事を所管する私共といたしましては、様々な国や県の財源を活用して、なるべく多くの仕事、公共工事を市中に発注をして、地域経済の活性化に資する取組みをしたいというふうに考えております。そのための第一歩であります透明で公平な入札制度の執行ということについて、皆様のお力をお借りしたいというふうに思っております。

この後、担当から様々な事例の協議をさせていただきます。少し時間がかかるかもしれませんが、皆様の忌憚のないご意見と、厳しい目で見たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後、地域経済の復活というのが上越市のみならず日本全国で重要な意味を占める時期になっております。皆様のお力をお貸ししたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

【委員自己紹介】

平野課長： それでは、皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。委嘱状をお受け取りになられた順にその場でお願いいたします。

それでは、池田智士からお願いいたします。

全委員：（池田委員から委嘱状交付の順に自己紹介）

平野課長： ありがとうございます。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。本委員会でご審議いただく案件につきましては、上越市及び上越市ガス水道局を対象としておりますので、契約事務担当でございます市契約検査課及びガス水道局総務課で事務局を務めさせていただいております。

事務局職員：（契約検査課平野課長から順に自己紹介）

【委員長、副委員長選任】

平野課長： それでは、次に委員長及び副委員長の選任に移ります。
上越市入札監視委員会設置要綱第6条第2項におきまして、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めることとなっております。皆様いかがいたしましょうか。

立候補がないということであれば、事務局の方で腹案がございますが、お示ししてよろしいでしょうか。

全委員： (異議なしの声あり)

平野課長： それでは、委員長につきましては、これまで3期にわたり、委員長を務めていただきました、今本啓介様に引き続きお願いできればと考えております。

また、副委員長につきましては、小林祐子様からお引き受けいただければと考えております。いかがでしょうか。

全委員： (拍手あり)

平野課長：皆様からご承認をいただきましてので、今本様から委員長を、小林様から副委員長をお引き受けいただきたいと存じます。今本様、小林様、よろしくお願ひいたします。

それではお二人には、前の席に移動をいただきまして、恐れ入りますが、その場で一言ずつ就任のご挨拶をお願いいたします。

【挨拶（委員長、副委員長）】

(今本委員長、小林副委員長から挨拶)

平野課長： ありがとうございます。
これより会議に入りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。
資料はよろしいでしょうか。

平野課長： それでは、会議の進行につきましては、上越市入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、以降の進行は、委員長からお願いしたいと存じます。

なお、本日の出席委員は6名、欠席委員はございませんので、上越市入札監視委員会設置要綱第7条第2項の規定によりまして、開会の要件である半数以上に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長よろしくお願ひいたします。

【入札・契約制度の概要】

(1) 上越市入札監視委員会の概要

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の7 入札・契約制度の概要、(1)上越市入札監視委員会の概要について、事務局から説明をお願いします。

平野課長： 資料1に基づき説明

平野課長： 次に、この委員会で審議する案件の抽出についてご説明させていただきます。案件の抽出につきましては、委員の皆様をお願いすることとしておりますが、これまで、委員のお名前の 50 音順に抽出をお願いしてまいりました。

なお、案件数は、市発注分、ガス水道局発注分、合わせて 10 件程度抽出いただくようお願いしております。今回は、委員改選後の最初の会議でございましたので、事務局の方で前期も委員を務めていただいた今本委員長に案件の抽出をお願いしております。

次回以降の案件の抽出についてですが、これまでどおりの委員のお名前の 50 音順で抽出をお願いすることによろしいでしょうか。

全委員：（異議なしの声あり）

平野課長： なお、その場合、次回の案件の抽出につきましては、池田委員をお願いすることになりますが、よろしいでしょうか。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： 池田委員、ありがとうございます。初めてで不明な点があるかもしれませんが、事務局の方で適宜アドバイスしていただければと思います。

(2) 上越市の契約制度の概要

今本委員長： 続きまして、(2)上越市の契約制度の概要及び(3)令和 3 年度の入札・契約制度について、(4)上越市財務規則抜粋について、一括して事務局から説明をお願いします。

平野課長： 資料 2 に基づき説明

(3) 令和 3 年度の入札・契約制度について

平野課長： 資料 3 に基づき説明

(4) 上越市財務規則【抜粋】

平野課長： 資料 4 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

岩井委員： 入札に参加する場合に、資力というのは資本のことをおっしゃっていると思っておりますが、それは大切なことですし、欠かすことはできないわけですけれども、落札したときに、市の方から工事代金を支払われる時期というのはいつ頃になっているのでしょうか。それが早ければ早いほど、おそらく、資力が乏しい業者にとっては助かるのではないかと思います。

平野課長： 工事代金の支払いの時期でございますが、工事が終わった後で、我々として確認する作業がございます。工事の検査をして、当然合格しなければ支払の段階にはいきませんが、合格をしたということであれば、その後請求書をいただきます。請求書をいただいた後は、遅延防止法という法律がございます。支払いについては、請求書を受け取った後に、40 日以内に支払うことと定められていますが、当市といたしましては、それを 10 日

前倒しして、なるべく 30 日以内に支払うということで取り組んでいます。

また、前金払いという制度がございまして、業者が工事を受注したときに、工事に入るために、例えば材料を調達したりだとか、下請業者と契約をしたりだとか、そういうことでお金が必要だということもあって、前金払いというのが認められております。これは強制ではなくて、請求をいただいた場合は、工事代金の 4 割を上限にお支払いをさせていただいております。

その後、全ての工事ではないですが、中間前払いという制度もございまして、工事の半分以上が実施されていることが確認できた場合は、加えて全体工事費の 2 割を中間前払金としてお支払いしますので、それぞれ請求をいただいたとすれば、まず、契約当初の段階で 4 割の前払金をお支払いして、その後必要に応じて 2 割の中間前払金のお支払いをして、最後、工事が終わりましたら、残りの 4 割をお支払いするというようにさせていただいております。

岩井委員： 随分、業者にとっては助かる制度だと思います。

今本委員長： ほかにご質問等がありましたら、お願いします。

全委員： (質問等なし)

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第の 8 報告に入ります。(1)発注状況についての市発注分について、事務局から説明をお願いします。

・市発注

平野課長： 資料 5-1 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、ガス水道局発注分について、事務局から説明をお願いします。

・ガス水道局発注

山田課長： 資料 5-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

委託の令和 2 年度の 11 月 1 日から 3 月 31 日まで平均落札率が、結構高くなっている感じがするのですが、何か理由があるのですか。これまでの平均落札率に比べると 95.38%は高いのではないかと思います。

城川係長： 令和 2 年度の 11 月から 3 月までの委託発注 2 件の内訳は、新庁舎の移転に伴う産業廃棄物の収集運搬、可燃性ガス検知器等の定期点検業務であ

り、いずれも仕様書発注でした。仕様書発注は、落札率が比較的高い傾向にあり、そのような結果になっております。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： それでは、次に(2)指名停止措置状況について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 資料6に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

岩井委員： 指名停止措置が9か月から1か月という期間で定められていると説明がありました。1か月刻みで決めることができるのか。それとも、例えば9か月、7か月、5か月というふうになっているか、その辺のところはいかがですか。

鋤柄副課長： これは、2か月以上9か月以内の範囲の中で、通常は、1か月単位で指名停止を行っております。

岩井委員： 工事の成績によって決まるってことですね。

鋤柄副課長： 工事の成績によって期間を定めております。

小林副委員長： 個別のことですが、アルフレッサ、スズケン、東邦薬品は、指名停止期間が経過しているのですが、判決はこれから出ますが、もう一度指名停止というのはあり得るのでしょうか。

鋤柄副課長： 一度指名停止の措置をしたものですので、重複して指名停止措置をすることはありません。

今本委員長： 今の点ですが、判決次第で、おそらくこれは独禁法違反ということになるのではないかと思います。もしもならなかった場合は、どうなるのでしょうか。あまり考えられないかもしれませんが。

平野課長： 指名停止措置要領は、どういう場合に指名停止を措置するかということの規定しているのですが、必ずしも、告発されました、裁判に訴えられました、その結果を受けての判断ではなく、逮捕されたら、その内容に応じてということでございますので、今ほどご質問のあった、もしかして無罪になったというようなことと言いますと、これまで経験はないですが、そういうことはまずないだろうというようなことで、こういう指名停止措置要領はできていると考えています。

今本委員長： 分かりました。ほぼ、現況の日本では告訴されると有罪になるということですので、そういうことを反映しているのではないかと思います。

ほかに何かありましたらお願いします。

鋤柄副課長： 先ほどの岩井委員のご質問で、指名停止の単位は、どういう単位でとのご質問だったのですが、先ほど、基本的には1か月と答えさせていただ

たのですが、工事成績に関していえば、点数の部分で指名を停止している中で、1か月、6週間、2か月、3か月、5か月というような形で、週を含めて指名停止期間を設けておりました。訂正いたします。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

市川建設の出来高及び品質が市の基準を満たさずということですが、具体的にどのような状況があったのか教えていただけますでしょうか。

小林参事： この工事の検査の方を担当しております。この工事は、下水道の本管敷設工事になります。下水道の本管敷設工事で、市の基準としましては、プラスマイナス3cmという規格値がありますが、それをこの工事においては4cmということで、上回ってしまい、管を低く敷設してしまいました。そのために水が溜まるような状況が生じておりました。この水が溜まった状態のままだと、そこで油などが滞留して、下水道管の詰りなどを誘発するので、手直しというか、当然3cmを上回っていたので不合格ということで、工事をやり直しさせることになりました。やり直しさせたことによって、定められた工事期間の中で工事も完成できませんでしたし、品質や出来高についても基準を満たしていなかったもので、このような44点の成績となりました。

今本委員長： 分かりました。この会社については、こういう指摘は初めてだったということでしょうか。

小林参事： たぶん初めてだったと思います、検査に不合格で、こういった指名停止になったのは20年ぶりと聞いていますので、その間、特にこのような状態というのは発生しておりませんでしたし、この会社についても過去にそういったものがあったということは聞いておりません。

今本委員長： 分かりました。落札率は、特筆すべきことはなかったのでしょうか。極端に落札率が低く、低入札価格調査はすり抜けてということがあったのか確認したいのですが。

小林参事： 金額の審査も行っていますが、落札率は97%で、特に低入札の部類には該当しておりませんでしたので、それによってこういうことが発生したとは考えておりません。

今本委員長： 分かりました。ということは、なかなか見抜けなかったということになるのでしょうか。

ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： それでは、会議を始めてから、1時間が経過しましたので、換気を含め休憩を5分ほどとりたいと思います。

《休憩》

《再開》

【審議】

・抽出案件の審議について

今本委員長： それでは、議事を再開させていただきます。次第の9、抽出案件の審議に移ります。まず、審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

平野課長： これまで、審議につきましては、1件ごとに行い、必要に応じて案件を抽出いただいた委員から抽出理由の補足をいただいた後、事務局で案件の概要等の説明を行った上で、質疑応答に入るという形をとってまいりました。

また、審議案件の担当課の職員も会議に同席し、委員のご質問やご意見に対して必要に応じて説明をさせていただいております。

今後の会議につきましても、同様に1件ずつ進めさせていただきたいと考えております。

今本委員長： 審議の進め方については、事務局からの説明のとおりに進めることとしてよろしいでしょうか。

全委員： (異議なしの声あり)

今本委員長： それでは、今回は私の方で、10件を抽出させていただきました。抽出理由につきましては、資料の下段に記載がありますので、ご確認ください。

これより審議に入りますが、同席されている、案件の担当部署の担当者は、発言の際、部署と名前を言っていただけてから、回答いただくようお願いいたします。

それでは、審議案件について、No.1 から順に審議してまいりたいと思います。まず、No.1 のガス水道局庁舎改修工事につきまして、落札率が極めて高いということで抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.1 ガス水道局庁舎改修工事》

鋤柄副課長： 審議案件の説明に入る前に、今回、新たに委員になられた方がいらっしゃるのです、はじめに工事と業者の等級、格付け、契約方法について簡潔にご説明いたします。

まず、工事の等級ですが、工事には、発注する工事の予定価格に応じランクが付けられております。資料3の8ページをご覧ください。

例えば、土木工事の場合、3,000万円以上がA級工事、1,100万円以上、3,000万円未満がB級工事というように区分しております。

次に、業者の格付けですが、これは業者が建設業の許可を得るとき、国や県から出される総合評定値に基づき、業者をランク分けしたもので、土木工事についてはAからDまで4つのランクに分けています。

この工事と業者との関係ですが、基本的に工事の等級と業者のランクは一致しており、土木工事の3,000万円以上のA級工事であればAランク業者、1,100万円以上、3,000万円未満のB級工事であればBランク業者を選

定することとしています。一部相乗りというものがあるのですが、上位ランク業者が下位の工事に入ること、土木工事の場合、1,100万円以上、3,000万円未満のB級工事にAランク業者を加えることを認めることとし、工事を発注しています。

次に契約方法についてです。資料3の2ページをご覧ください。契約を締結する場合、一般競争入札に付することが原則です。当市では、設計金額が2,000万円以上の工事を発注する場合は、制限付き一般競争入札を、2,000万円未満の工事を発注する場合は、指名競争入札を行うこととしています。

以上の点をご理解していただきまして、工事の説明に入らせていただきます。

それでは、No.1 ガス水道局庁舎改修工事について説明します。こちらにつきましては、工事場所は、木田1丁目地内、市役所西側にある旧ガス水道局庁舎になります。工期は、令和3年1月4日から令和3年7月5日までの183日間です。主な工事内容は、庁舎1階フロアと各階のトイレの改修工事と、玄関前にキャノピーを増設する工事、工種は、建築一式工事になります。予定価格は、次のページになりますが、税抜き1億2,080万円、税込みで約1億3,290万円となり、2,000万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。また、本工事は、1億円以上の工事となることから、上越市共同企業体運用基準により、3社以内の自主結成による特定共同企業体による施工となります。共同企業体代表者の資格要件は、市内本社の建築Aランク業者であること、構成員については、3社による共同企業体の場合は、市内本社の建築Aランク業者2社又は市内本社の建築Aランク業者1社とBランク業者1社の計2社のいずれかで、2社による共同企業体の場合は、市内本社の建築Aランク業者1社となります。該当業者数は、Aランク業者28者、Bランク業者21者です。

入札結果ですが、落札者は、久保田・田中・中田共同企業体で、落札額は1億2,000万円、落札率は99.34%という結果となりました。

今本委員長からは、落札率が極めて高いということで抽出していただいておりますので、この点について検証してみました。

始めに、入札状況について説明いたします。本工事は、1億円以上の工事であることから、共同企業体運用基準に基づき共同企業体による制限付き一般競争入札となっています。入札には5つの共同企業体が参加しています。初度の入札では落札者が決まらず、上越市財務規則では再入札は2回を限度としていることから、初度を含め入札を3回行いましたが予定価格に至らず不調となりました。3回目の入札では、久保田・田中・中田共同企業体が提示した最低入札金額と予定価格の開差が3.89ポイントとなり、最低入札金額が、入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱

要領に定める随意契約へ移行できる金額、予定価格との差が10%以内であったため、入札から随意契約へ移行し、交渉の結果、予定価格を下回る1億2,000万円、落札率99.34%という金額の提示をいただけたので、当該共同企業体と随意契約を締結いたしました。今回のように、予定価格に達せず随意契約へ移行した場合、既に3回価格を提示し、その都度減額していただいた後で値下げ交渉を行いますので、落札率が高くなる傾向にあります。また、建築工事の場合、公表されている標準単価が少なく、見積り単価などの価格の基準によらない要素が多いため、入札参加者は、予定価格や最低制限価格を推測することが難しくなりますが、最低制限価格を下回るとその段階で失格になりますので、利益を確保する中で経費を抑えつつも、失格にならないよう、高めの金額で応札するため、落札率が高くなる傾向にあると考えております。参考ですが、過去3年間の制限付き一般競争入札における平均落札率は、土木工事で97.57%、建築工事97.79%と僅差ではありますが、建築工事の方がやや高めの落札率になっております。

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

岩井委員： 第1番目の工事と次の工事もそうですが、落札率が非常に高いことの一因として、いくつか挙げていただいたのですが、市の予定価格の見積りを出すとき物の価格が厳しいもので計算された価格なのか、それとも、入札までの間に建設費、住宅、ビル、道路でも資材が高騰していると言う話を聞いたことがあるが、そのような影響があったのか、なかったのか、その辺のところはいかがでしょうか。

袋係長： 建築工事につきましては、県が提示している県単価というものがありまして、その項目にないものについては、一般的な本屋さんなどで売っている刊行物といって全国的に流通している単価、価格が載っている本がありますので、その本の価格を採用します。それでもない場合は、地域の業者さんから見積りをいただいて、その内容を入れるというところで、全ての工事に対して、そういった形でやらせていただいております。物の価格が高くなっているか、いないかということにつきましても、県の単位も刊行物も毎月のように単価の改正がありまして、それを使っておりますので、そこまでずれた価格を使っているのかないのかなというところでございます。

今本委員長： 岩井委員、いかがでしょうか。

岩井委員： 色々な要因があるのだと思いますが、仕方ない面もあるのかと思います。以前、私も、市の方で予定価格を出した後で、落札するまでの間に急激に資材が上がって不調に終わったという話をお聞きしたことがありましたので、質問させていただきました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。コロナの前に、人手不足だということがあって、このような形で不落随契になることが結構あったような

気がします。人手不足というような問題はなかったという理解でいいでしょうか、コロナでどうだったか分からないところがあるので、確認させていただければと思います。

鋤柄副課長： コロナの影響で工事を中止、延期したいという場合は、現場の方から監督員に申し出てくださという通知はさせていただいております。そうした中で、この件に関しては、1件も受けておりません。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.2 の案件に移ります。No.2 木田第1庁舎北側おもいやり駐車区画等改修工事は、落札率が極めて高いのはなぜかということで抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.2 木田第1庁舎北側おもいやり駐車区画等改修工事》

鋤柄副課長： 2件目の案件は、木田第1庁舎北側おもいやり駐車区画等改修工事です。工事場所は市役所正面玄関前の北側にある駐車場です。工期は、令和3年3月24日から令和3年9月30日までの191日間です。主な工事内容は駐車区画の拡張、屋根・歩廊の整備及び夜間通用口の移設に伴う改修工事で、工種は建築一式工事になります。予定価格は、税抜き6,076万円、税込みで約6,680万円となり、2,000万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。入札参加に必要な資格要件ですが、予定価格が2,200万円以上の建築工事となりますので、上越市建設工事入札参加資格審査規程により、市内に本社を有する建築一式工事のAランク業者としました。該当事業者数は28者です。

入札結果ですが、落札者は㈱高館組で、落札額は6,070万円、落札率は99.90%という結果となりました。

今本委員長からは、落札率が極めて高いということで、抽出させていただいております。

入札状況ですが、先ほどのガス水道局庁舎の工事と同じで、こちらの工事でも3回の入札では予定価格に至らず、3回目の最低入札金額と予定価格との開差が6.12ポイントと、随意契約に移行できる範囲の10%以内でしたので随意契約に移行しました。落札率が高くなる理由は、ガス水道局庁舎改修工事と同じで、3回の入札で減額した後での随意交渉になるので予定価格に近い金額になること、そして建築工事の場合は、公表されている標準単価が少なく、予定価格や最低制限価格を推測することが難しいので、最低制限価格を下回らないよう高めの金額で応札することが要因ではないかと考えております。この点については、随意交渉のなかで、高館組から、最低制限価格を下回ると失格になってしまうので入札はどうしても慎重になると聞いており、最低制限価格を下回り失格にならないよう、応札していたことを確認しています。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

1 件目もそうですが、不落随契ということは資料からは分からなかったもので、同じような案件を抽出して申し訳なかったのですが、最低制限価格にならないようにするためという説明がありましたが、元々の落札価格に比べて380万円安くなっていて、380万円は結構小さくない数字だと思うのですが、確かに失格になることを防ぐためだといことは分かるのですが、もう少し別のやり方があるのではないかと思います。予定価格を公開するというのは、それはそれで問題があるとしても、何か市として考えはありますでしょうか。

平野課長： 先ほど、袋の方から説明があったとおり、建築工事においては当然基準があって、その基準に基づいて積算します。その単価も県で決められたもの若しくは売られている物価の資料に基づくものは、どなたでも確認できます。それによらないものもある中で、独自に見積りを取って積算を重ねていくわけですが、そこのところは極めて難しいところだと思っております。先ほど、委員長がお話ししたとおり、予定価格の事前公表ということも、以前は取り組んだこともありましたが、予め価格を公表するということがいかなものかということで、それは控えるようにという国の指導もございまして、今は事前公表をしております。今後も事前公表は難しいと考えております。そうした中で業者にしても、市の予定価格を積算しようとしても見えない部分もあるので、事前公表ができない中では、それを何とかするというのは相当難しいと思っております。何で業者が高めで入札してくるのかということですが、今ほど鋤柄の方がご説明しましたとおり、業者から聞き取りをした中では、最低制限価格を下回ると失格になってしまい、価格競争の土俵から降ろされてしまうので、それは避けたいということです。ここからは、私の個人的な見解になりますが、応札するに当たって、例えば価格が積算したときよりも上昇する傾向にあって、材料調達が少し後になるとすれば、そういうことも見越して計算することがあるのではないかと思います。ただ、現時点では、入札のときに業者が取った見積りの価格で応札していて、予め利益などの部分まで考慮して、なおかつ、制限価格を下回らないというようなことを考えた場合は、このような傾向になってくるのではないかと考えております。

今本委員長： なかなか難しい問題だと感じながら聞いておりました。最低制限価格は予定価格の10%以内でいいのかということも含めて、10%は、このレベルの金額であれば直ぐに達してしまう額でもあるので、その辺も含めて検討していかなければならないのかと思ひながら聞いておりました。

平野課長： 確認ですが、委員長がおっしゃられた制限価格というのは、予定価格があって、制限価格が設定されていて、その差ということでしょうか。

今本委員長：　そうです。この工事の場合であれば、54,561,000円を切ると失格になるということですよ。

平野課長：　そのとおりです。

今本委員長：　そこの価格が、もう少し幅を広げてもいいのではと思いながら聞いておりました。

平野課長：　最低制限価格の設定の方法についてご説明します。予定価格は、市場の価格や決められた価格の積上げでございますが、最低制限価格につきましても、一定の算式で計算をしているものです。計算方法は、いろいろな基準がありますが、経費が分類されていて4つに分けられています。直接費、共通仮設費、一般管理費、現場管理費がありますが、一般管理費と現場管理費は、いわゆる経費といわれるようなもので、全部ではありませんが、利益に繋がっていくものと思っています。計算の方法としては、直接工事費は100%見えています。共通仮設費についても、制限価格を計算するに当たって100%見えています。経費の部分で現場管理費については80%、一般管理費については30%という計算式があり、これを積み上げたものです。最低制限価格の算式につきましては、県と同じ積算の方法で、ホームページに示しております。当市については、国交省の少し前のモデルを使用しております。国等が示した基準によって積算をしておりますので、ご懸念しているような状況にはないと考えております。

今本委員長：　分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

池田委員：　高館組は、予定価格や最低制限価格は知っているのでしょうか。

平野課長：　随意契約の価格が予定価格に近いのはなぜかというご質問だと思います。価格差が結構ありましたが、基準を満たしている場合は、随意交渉をするということになっています。随意交渉というのは、簡単に言いますと価格の交渉になります。今回の場合、最低価格を示したのは高館組ですので、高館組と価格について交渉します。予定価格や制限価格は、あくまで事後公表でございます。随意契約だからといって、市が考えている金額がこうだと言うことはありません。ただ、業者にしてみれば価格差があるところからの交渉となりますので、じわりじわりと価格を提示してこられます。そういう中で、まだ無理ですという交渉があつての金額になっておりますので、むしろ私どもが心配するのは、価格差があるので本当に経営的に大丈夫なのか、下請けにしわ寄せがいくのではないかということであつて、そうした懸念がないかを確認しながらご提示いただいた金額でございます。

池田委員：　分かりました。

今本委員長：　ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.3の案件に移ります。No.3 浦川原浄化センター水処理電気設備増設工事は、電気設備工事では落札率が極めて高いように感じましたので抽出させていただきました。

きました。事務局から説明をお願いします。

《No.3 浦川原浄化センター水処理電気設備増設工事》

鋤柄副課長： 3 件目の案件は、浦川原浄化センター水処理電気設備増設工事です。工事場所は浦川原区飯室、工期は令和 3 年 2 月 15 日から令和 4 年 2 月 15 日までの 366 日間です。主な工事内容は水処理設備増設に伴う電気機械設備を設置・増設するもので、工種は電気工事になります。予定価格は、税抜き 1 億 6,669 万円、税込みで約 1 億 8,340 万円となり、2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。また、本工事は 1 億円以上の工事となることから、上越市共同企業体運用基準により、3 社以内の自主結成による特定共同企業体による施工となります。共同企業体代表者の資格要件は、市内本社の電気 A ランク業者であること、電気工事の総合評価点は、総合評価点とは、業者が公共工事を請け負う場合、国又は県から経営規模や技術力について審査があり、この審査の結果に応じて出される業者の評定値のことで、この評価点が最大であること、また、特定建設業の許可とは、4,000 万円以上を下請契約して施工する場合に必要な許可のことで、この許可を有していることとしました。構成員については、市内本社の電気 A ランク業者であること、電気工事の総合評価点が最大であることとしました。

入札結果ですが、落札者は大和・上越技研共同企業体で、落札額は 1 億 6,550 万円、落札率は 99.29%という結果となりました。

今本委員長からは、電気設備工事では極めて落札率が高いように思われるということで抽出していただいておりますので、この点について検証しました。

始めに、入札状況について説明いたします。入札には 4 つの共同企業体が参加しています。初度の入札では落札者が決まらず、2 回目の入札で落札者が大和・上越技研共同企業体に決定しました。落札率は 99.29%で、電気工事の平均落札率が、令和元年度は 95.8%、令和 2 年度は 97.24%で、これと比較しても高くなっています。今回の工事は、電気系統の機械設備工事、機械の設置となるため、電気機械器具のウエイトが非常に高くなっており、機器費が工事費全体の約 85%を占めています。本工事では、一般管理費等の諸経費の割合が少なく、諸経費等の圧縮を図っても、全体の工事費を低く抑えることができません。業者が機器の仕入れ価格を抑えられない場合は、全体の工事費を下げることは難しいと考えます。各企業体の工事費内訳書を確認したところ、各企業体の間で機器費に差はありませんでした。どの企業体も機器を安く仕入れることが難しかったのではないかと推測します。この点については、浄化センター内で汚水を処理する特殊な機械であるため、一般に市販されておらず、受注生産になるため、価格が

下がりにくいものと考えております。再度の2回目の入札では2者が辞退していますが、初度の入札では諸経費をぎりぎりまで圧縮し応札しているため、これ以上、機器材以外の部分で経費を圧縮することができず辞退したと思われます。以上のことが、落札率が高くなった要因と考えております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

今回の場合、機器費というのは、割と特殊な機器で、あまり流通していない機器なので、ほとんどの入札参加者で変わらなかったということではないのでしょうか。

鋤柄副課長： 浄化センターという特殊な設備を持つ施設における機械なので、一般的には、なかなかないもので、受注生産ということを知っております。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.4の案件に移ります。No.4 大日排水ポンプ取替工事は、排水ポンプ取替案件としては、落札率が極めて低いということで抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.4 大日排水ポンプ取替工事》

鋤柄副課長： 4件目の案件は、大日排水ポンプ取替工事です。工事場所は富岡地内、工期は令和3年3月26日から令和3年8月22日までの150日間です。主な工事内容は雨水を強制排水する水中ポンプ設備を取り換える工事で、工種は機械器具設置工事になります。予定価格は、税抜き233万円、税込みで約260万円となり、2,000万円未満となるため指名競争入札を行いました。選定理由は、参考見積業者及び機械器具設置の許可を持ち、類似実績のある業者12者を選定しました。

入札結果ですが、落札者は敦井産業㈱で、落札額は105万円、落札率は45.06%という結果となりました。

今本委員長からは、排水ポンプ取替案件としては、落札率が極めて低いという理由で抽出していただいております。

今回審査の対象になる工事には、排水ポンプの取替工事が本件を含め3件あり、他の工事の落札率は90%を超えていましたが、委員長がおっしゃるとおり、本件の落札率は極めて低くなっています。今回のように低価格となった場合、工事の品質保持に疑問が生じますし、契約の内容に適した履行がなされないことが懸念されます。そのため、最低制限価格がなく応札額が予定価格の85%未満の場合は低価格による入札とし、低入札価格調査を行い間違いなく履行できるかなどを確認したうえで、落札を決定しています。本工事の場合も応札額が予定価格の85%未満の45.06%となりましたので、低入札価格調査を行いました。調査では、業者から提出された

積算内訳書を基に、仕様内容に誤解がないか、提示された価格に誤りはないか、無理な経費圧縮を行っていないかなどの聞取りを行いました。いずれも不適切なところは確認できませんでした。予定価格を設定する際、敦井産業から参考見積を徴しておりますが、この参考見積と内訳書を比較すると機器費の値下げ幅が非常に大きく、敦井産業によると、この点については、メーカーの協力があり、破格で納入してもらえたことでのことでした。また、敦井産業は、当該ポンプの維持管理をしており現場を熟知していることから受注意欲が非常に高かったことも落札率が低くなった要因と考えております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： この指名業者の第1回の見積りを見ると、もの凄い開きがあるのですが、こんなに機械の仕入れは企業によって異なるものなのでしょうか。

鋤柄副課長： 業者から見積りを徴する際は、その時の値段で入れてくるかと思えます。入札するまでの間に、業者の方も、納入先の方と交渉される中で下げることができない場合もあるでしょうし、交渉の結果、今回のように安く手に入ることができる場合も出てきますので、当初の見積りの時点では、予定価格に近いものであったものが、結果として入札の当日には抑えた形で応札していただいたということで、こういうケースは多々あるものです。

小林副委員長： 分かりました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

岩井委員： 関連する質問なのですが、敦井産業の場合は、もの凄く低価格ですよ。確かに先ほどの説明では、メーカーとの交渉ないしは、ポンプの入替工事に非常に意欲が高かったとの説明がありましたが、どうしてこんな差がつくのかお分かりでしたら、ご説明いただきたいと思えます。

もう一点は、市の方で最低制限価格を設定しなかった理由は、ポンプの市場価格は大体決まっていると思えますが、その辺を見ながら、最低制限価格を設定した方がよかった、設定しなければ安ければ安いほどいいわけですけれども、品質を下げないためには最低制限価格を設定する必要があったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

平野課長： 1点目は、受注した業者の価格が大分低いのではないかと、それをどう考えるかというご質問かと思えますが、先ほど多々あるというような説明がありましたが、そう多くはないと思っています。入札の結果につきましては、ホームページ等で公表しておりますし、ご覧いただければ分かると思えますが、中にはこのような機器の関係、工事ですが、直接工事費で物の値段が大半を占める場合というのは、その物の値段が大分落札率が左右されるということになります。今までも印象に残っている発注がありまして、エアコン工事ですが、落札率が非常に低くなりました。それは、価格を構

成する中の機器が占める割合が非常に大きく、今回もそうですが、入札参加者は、それぞれ機器の取引先があつて、その業者と交渉するわけですね。その中で、過去に話を聞いたことがあるのですが、調達をしたが、行く先がなくなってしまったというような場合は、破格で手に入れられることがあるようで、今回につきましても、落札した業者につきましても、機器を納入する業者との間で、特別に安く入るような何かがあつたと思いません。それを確認する中では、機器のメーカーとの交渉の中で安く手に入れたと、そこまでの聞き取りで済ませているわけですが、これまでの取引先との関係性などもあるのではないかと思います。

2点目は、制限価格の設定に関するご質問ですが、先ほども制限価格を設定する場合に、国等の設定の方法に準じていることをご説明させていただきましたが、それはあくまで、積算基準等があつて、経費の分類がきちんと基準の中でできているもの場合は、制限価格を計算できますが、全ての工事に基準があつて、単価が決められている工事ばかりではありません。今回の工事も、基準というものがある工事ではなくて、そういう場合の価格設定は、参考見積を業者からいただいて、それを複数いただく中で価格の妥当性を検証して、簡単に言うと複数いただいた見積り中の最低の価格を予定価格とする設定の仕方をしてしています。その場合ですが、いただいた見積りというのは、ある業者の考えに基づいて積算されたものですので、それを分解して制限価格を設定するには無理がありまして、設定ができないわけですね。そういう場合は、制限価格は設定しませんが、説明にもありましたとおり、予定価格の85%を下回った場合は、聞き取り調査をさせていただいております。聞き取り調査をする中では、仕様内容をきちんと理解しているか、金額の書き間違い等がないかなど基本的なことも確認いたしますし、その価格でできるという場合も、下請業者へのしわ寄せ、自社の経営上問題がないかきちんと確認する中で、確認できた場合は、契約をさせていただいております。今回、制限価格を設定していませんが、価格が基準となるものに基づいていなかったためということでございます。

今本委員長： 岩井委員よろしいですか。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.5の案件に移ります。No.5 鴨島公園遊具更新工事については、遊具更新案件は、この案件に限らず落札率が高い理由を確認したいので、抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.5 鴨島公園遊具更新工事》

鋤柄副課長： 5件目の案件は、鴨島公園遊具更新工事です。工事場所は鴨島1丁目に

ある公園で、工期は令和3年3月25日から令和3年6月22日までの90日間です。工事内容は2連ブランコと安全柵を入れ替える工事で、工種は土木工事になります。予定価格は税抜き131万円、税込みで約140万円となり、2,000万円未満となるため指名競争入札を行いました。選定理由は、参考見積業者及び土木Dランク業者を地理的要件により8者選定しました。

入札結果ですが、落札者は(有)瀬下商事で、落札額は131万円、落札率は100%という結果となりました。

今本委員長からは、遊具更新案件は、この案件に限らず落札率が高いがその理由について確認したいということで抽出していただいております。

今回審査の対象になる工事には、遊具更新工事が本件を含め7件ありました。いずれもブランコや滑り台を設置するもので、予定価格は概ね130～170万円、平均落札率は99.17%となっています。当該工事は落札率が100%となっており、参考見積と落札額の内訳が一致しておりますので、他の工事での入札の参考見積と落札額の内訳を比較してみたところ、遊具設置に係る直接工事費はほぼ同額で、その他の諸経費を削減した上で積算されておりました。当該工事は、他の遊具更新工事もそうですが、遊具に係る経費が工事費全体の約7割を占めており、この部分の費用が安くならなかったことが、結果として、落札率を高めた要因となったと考えております。また、遊具更新工事は参考見積を2者以上から徴し、その中で最低価格の見積価格を予定価格としているので、落札率が高くなったと言えるのではないかと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

遊具の場合、物の値段がほとんど決まっているというか、遊具のメーカーがどれくらいあるか分かりませんが、結構高止まりしているというか、少ないので価格が同じようになるということが影響しているということでしょうか。

鋤柄副課長： おっしゃるとおり、遊具自体が、なかなか値段が下がらないということが、今回の案件でしか検証できませんでしたが、取扱業者は多くはないと思っております。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.6の案件に移ります。No.6 高田汚水幹線73-1 枝線工事は、随意契約が選択された理由を確認したいので抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

〈No.6 高田汚水幹線73-1 枝線工事〉

鋤柄副課長： 6件目の案件は、高田汚水幹線73-1 枝線工事です。工事場所は土橋地内、市民プラザ西側の団地造成が行われているところで、工期は令和2年11月

18日から令和3年4月4日までの85日間です。工事内容は工事延長約55mの下水道工事で、工種は土木工事になります。予定価格は税抜き391万円、税込みで約430万円となり、田中・植木・谷村共同企業体と随意契約を行いました。

今本委員長からは、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出していただいております。

選定理由については、資料にあるとおり、土橋第二地区土地区画整理組合の発注による現に施工中の工事と交錯する箇所の工事であり、当該工事を施工している者に施工させることで、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利となり、規則第135条第3項第7号競争入札に付することが不利と認められる場合に該当するため、競争に付さずに随意契約を締結することといたしました。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

随意契約の理由については分かりました。今回は、1回の入札で予定価格を下回る価格が提示されたのでよかったと思うのですが、3回の入札を行っても予定価格にいかない場合もあり得ると思います。その場合に1者で随意契約をするとすると、今回の場合は、土地区画整理事業とリンクしているということなので、この会社以外無理となった場合に、業者の方が有利になってしまうのではないかと懸念するのですが、この辺りはいかがお考えでしょうか。

平野課長： 一者随契であった場合、価格はどうなのかというご質問だと思いますが、今ほどの説明のとおり、随意契約をさせていただいたことの原因としては、入札に付することが不利と判断をしたからでございます。なぜ不利なのかというと、委員長からもお話がございましたけれども、一つの区画整理の事業地内での工事ですので、ここで改めて競争をして、別の業者がとった場合は、その業者の飯場や機械などが必要になってまいります。そういうことを計算したときに、価格的に随意契約でも十分に有利であるという判断がありまして随意契約とさせていただきました。

加えて、これまでの説明にもありましたが、一つの決められた範囲の中で、多くの工事事業者が、いろいろな重機を動かすこととなりますので、管理が相当大変になってくるということもありまして、随意契約とさせていただいたものでございますので、価格的には、ご懸念の部分はそうないのかと考えております。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.7の案件に移ります。No.7 新型コロナワクチン接種コールセンター設置及び運營業務委託は、どのような条件での契約か、落札率が極めて低いのはどのような理由かを確認したいので抽出させていただきました。

事務局から説明をお願いします。

《No.7 新型コロナワクチン接種コールセンター設置及び運營業務委託》

石野係長： 新型コロナワクチン接種コールセンター設置及び運營業務委託につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、市民のワクチン接種を実施するに当たり、接種や予約などワクチン接種に関する問合せを受けるためのコールセンター設置とセンターの運営を行うことを目的とした委託でございます。期間は、令和3年3月18日から同年3月31日までの14日間でございます。契約の方法は指名競争入札で、業者の選定につきましてはコールセンター業務及び人材派遣業務を希望し、かつ、当該業務を受託可能な業者を選定しているものでございます。予定価格は業者の参考見積を基に設定し、落札率は42.46%となっております。

抽出理由の、どのような条件での契約か、落札率が極めて低いのはどのような理由かを確認したいということについてお答えいたします。最初に、どのような条件での契約かについてですが、この業務はコールセンターの設置、そして運営マニュアルの作成、また、ワクチン接種に関する各種問合せに対する回答などの業務を、月曜日から金曜日の間午前8時45分から午後5時15分まで市が用意する会場で行うという内容でございます。次に、落札率が低い理由についてお答えいたします。入札を執行した結果、最低入札額が85%を下回ったことから、最低入札額で入札した者に対して低入札価格調査を実施したところ、過去にコールセンター業務の受託実績があり、必要物品や作業日数等を精査した結果、経費の削減が可能となった、また、当該業務を請け負いたいという強い意志があり、最大限の企業努力をした価格を算出したとの報告を受けました。なお、業務については適正に履行されたことを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

上原委員： 資料の網掛けは、参考見積を取った業者ということで、1番、2番の2つの業者から参考見積を取って予定価格を決めていると思いますが、参考見積の金額が答えだとすると、落札価格となぜ違うのか、その辺りがよく分からないので、経過を教えてくださいと思います。

石野係長： 予定価格を設定するに当たりまして、参考見積を2者以上から徴しまして、その中から一番低い価格を提示した業者の参考見積を予定価格の根拠としております。

平野課長： ご質問の内容は、予定価格は参考見積の最低価格のはずなので、改めて見積り合わせをしたところ、ここまで安くなったのはどういうことなのかということでもよろしいでしょうか。

上原委員： はい。

平野課長： 今ほどの説明にもありましたとおり、予定価格の設定に当たっては、複数の業者から見積りをいただいて、それを検証する中で、設定していくという方法になりますが、そのような形で設定したものに対して、実際の入札になったときに、業者は、参考見積のときは参考見積なりに、入札に臨むに当たっては、過去の経験等を踏まえ、どのくらいでできるのか、どこまで頑張れるのかということを含め、改めて積算した結果が80万円という価格であったということでございます。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

井部委員： 制限価格に関してですが、先ほど制限価格がなかった場合は、積算基準がなかったため設定できないという説明でしたが、この案件もそのような理由で制限価格がないと思ったのですが、制限価格がないということは、業者の方々は知っていらっしゃるのでしょうか。

石野係長： 入札の案内に示しておりまして、制限価格がないことはご存じです。

井部委員： 分かりました。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

80万円で落札したということで、予定価格よりかなり安くなっていますが、上越市は、ワクチンのコールセンターの設置が早かったのでしょうか。また、安くなったことで、回線が少なく、なかなか繋がらなくて苦勞するという問題もありますが、回線が減らされたり、人数が絞られたりすると、かえってよくないような気もしますが、そういうことはなかったのか確認させていただければと思います。

杉田係長： 他の自治体との設置の関係ですが、近隣の自治体と比べると、上越市の立ち上げは早かったように理解しております。ただ、大都市等で設置しているというのはニュース等で聞こえていましたので、そこでの比較をしますと上越市は少し遅かったのかと思いますが、この地域の中では、早い設置であったと理解しております。高齢者の皆様には4月に入ってから接種券等をお届けすることになりました。接種券が届いた後に、問い合わせが殺到しまして、10人体制で開設しましたが、チャンネルも10チャンネルありましたが、パンク状態が続いた時期が数日ありました。そのため、現在は、令和3年度に新たに契約をしまして、10人体制から15人体制に増強しております。さらに回線がパンクしたときに備えて、現在では三和のコールセンターのほかに、木田庁舎の2階に特設コールセンターを立ち上げておりまして、市の日々雇用職員を投入して対応させていただいている状態でございます。

今本委員長： 安くなって、業務に影響があったということはなかったという理解でよいのでしょうか。

杉田係長： はい。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続き

まして、No.8 の案件に移ります。No.8 新型コロナウイルスワクチン接種券等印刷・封入業務委託については、随意契約が選択された理由を確認したいので抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.8 新型コロナウイルスワクチン接種券等印刷・封入業務委託》

石野係長： 新型コロナウイルスワクチン接種券等印刷・封入業務につきましては、国が指定する仕様どおりに接種券及び接種済証を約 190,000 通印刷しまして、また、接種に関するリーフレット 2 種類と封入用封筒をそれぞれ 190,000 枚印刷し、それらを封筒に封入し、郵便番号による区分けを行ったものを納品する業務です。納入期限は、令和 3 年 3 月 5 日でございます。契約の方法は随意契約で、業者の選定につきましては今ほどご説明いたしました業務が履行可能な業者を選定しているものでございます。予定価格は業者の参考見積を基に設定し、落札率は 100%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、随意契約が選択された理由を確認したいということですが、こちらの業務につきましては、国が示すワクチン接種スケジュールに基づきまして、市の接種券配付計画を立てたところ、計画の日時まで、個別の住民の情報が印刷された接種券や説明書を封筒に封入し、さらに、区域ごとに分別された状態で確実に納品してもらう必要がありました。そこで、業務を確実に履行することが可能な業者を調査したところ、確実に履行できるとの回答があったのは株式会社第一印刷所のみでございまして、市の財務規則第 135 条第 3 項第 2 号その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、株式会社第一印刷所との随意契約を締結することといたしました。なお、第一印刷所は、封入機を所有しており、印刷から封入までを自社内で完結できることにより、期間が大幅に短縮できるとのことでした。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

ほかの業者にも聞いた上で、第一印刷所だけが対応できると回答したということでしょうか。

石野係長： 市内本社業者 10 社に聞きまして、確実にできるとお答えいただいたのが、第一印刷所だけだったということです。

今本委員長： 複数から回答があれば、指名競争入札の可能性があったという理解でよいのでしょうか。

石野係長： そのとおりです。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。なければ、以上で上越市の案件は終了となります。

続きまして、No.9 の案件に移ります。No.9 は、ガス水道局の案件ですが、指名競争入札の場合、制限付き一般競争入札に比べると落札率が高いよう

に見えるので抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.9 水道管撤去工事》

城川係長： No.9 は、水道管撤去工事でございます。工事場所は大字岩木地内、工期は令和2年12月4日から令和3年3月3日までの90日間、概要は、口径75ミリの水道管及び各需要家への給水管5件を撤去したものでございます。契約方法は指名競争入札、選定理由は資料に記載のとおりです。予定価格は税抜きで233万円、落札率は98.71%でした。

委員による抽出理由につきましては、指名競争入札の場合、制限付き一般競争入札に比べると落札率が高いように見えるので、確認をしたいとのことでもあります。

まず、ガス水道局の工事の発注方法についてご説明いたします。ガス水道局では、発注対象工事の設計金額や施工内容等に応じて、制限付き一般競争入札、指名競争入札、見積もり合わせによる随意契約、及び一者随意契約の4つの方法で各工事を発注しております。このうち、指名競争入札は、ガス水道本支管工事以外の工事で設計金額が2,000万円未満の工事が対象です。一方、制限付き一般競争入札は、ガス水道本支管工事以外の建設工事で設計金額が2,000万円以上の工事、及びガス水道本支管工事で130万円以上の全ての工事としており、過去3年間の実績件数は、ガス水道本支管工事が制限付き一般競争入札の95%以上を占めています。次に、ガス水道局が発注した工事の平均落札率についてご説明いたします。指名競争入札による発注工事では、令和2年度が94.48%、令和元年度が92.40%、平成30年度が92.74%と、いずれも92%を超えました。一方、制限付き一般競争入札による発注工事では、令和2年度が85.25%、令和元年度が86.96%、平成30年度が86.63%と、86%前後でした。委員ご指摘のとおり、指名競争入札の落札率は、制限付き一般競争入札に比べて5ポイントから9ポイント高く、その理由についてご説明いたします。制限付き一般競争入札の大半を占めるのは、ガス水道本支管工事です。この工事では、国や県が定め公表している単価や歩掛り等を使用して設計書を作成しており、業者の皆様は、ガス水道局が設定する予定価格や最低制限価格についても、千円単位で積算することが可能となっています。細かい積算は工事内容に応じて異なりますが、最低制限価格は設計額である予定価格に対し、概ね85%程度となります。業者の皆様は、当然ながら自社の利益を考慮した上で入札額を決定されますが、各社の受注意欲が強いことの表れなのか、現状ではガス水道本支管工事案件の多くが、複数の業者が最低制限価格と同額で入札しているのが実情であり、ほとんどの工事において抽選により落札者を決定しております。この結果、制限付き一般競争入札全体の平均落札率は、85%から87%の水準で推移しています。一方、本抽出案件のような指名競争入札の対象工事は、土木・建築・電気・管・舗装・防水・機

械・通信・解体などであり、制限付き一般競争入札の案件に比べて工種も指名業者の業種も多岐にわたっています。また、指名競争入札では、ガス水道局が自前で設計を行って発注する案件以外に、あらかじめ業者からいただいた参考見積を基に予定価格を積算する案件が多数あることも、全体の平均落札率が制限付き一般競争入札と比較して高めに推移している理由であると考えております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

今ほどの説明でガス水道局本支管工事の場合は、最低制限価格での入札が多いという説明があったのですが、それは計算したうえでのことなのですよね。

城川係長： そうです。単価や歩掛り等を公表しておりますので、業者側で予定価格や制限価格が計算できるようになっております。

今本委員長： さらに受注意欲が高いということですか。

城川係長： そうということです。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。なければ、続きまして、No.10の案件に移ります。No.10 水道用粉末活性炭購入は、昨年度との比較を知りたいということで抽出させていただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.10 水道用粉末活性炭購入》

近藤主任： No.10 水道用粉末活性炭購入について説明させていただきます。水道用粉末活性炭とは、水道水の原水のかび臭などの臭い成分を除去するため、浄水場で原水に注入するものであります。納入場所は正善寺浄水場、納入期限は令和2年12月4日から令和3年1月2日までの30日間、契約方法は物品の購入であることから、指名競争入札で行いました。選定理由は、上越市物品入札参加資格者名簿の水道用薬品を希望する市内本社業者5者、準市内業者10者の合計15者を選定しました。予定価格は、税抜き100万円、落札率は82.50%でした。

委員による抽出理由は、昨年度との比較を知りたいとのことでした。令和元年度発注分につきましては、参考資料として、抽出案件の概要を添付しましたのでご確認いただければと思います。令和2年度と令和元年度との相違点としましては、納入場所の違い、納入期限及び入札日の各時期の違い、それに概要にあります納入数量の違いとなっております。また、指名業者につきましては、両年度とも物品入札参加資格者名簿の水道用薬品を希望する市内本社業者及び準市内業者を指名しており、令和2年度の指名業者15社のうち、13社を令和元年度でも指名しております。落札率は、令和2年度が82.50%、令和元年度は54.33%でありました。両年度間で落

札率の大幅な差が生じた理由につきましては、参考見積を徴取する業者を納入場所から近い業者で選定しているためです。令和2年度は正善寺浄水場、令和元年度は城山浄水場と、納入場所が違いますので、参考見積を徴取する業者もそれぞれの浄水場に近い業者から徴取しております。納入場所が異なる場合は異なる業者の見積額が予定価格となっており、令和2年度の業者は1kg当り税抜きで200円、令和元年度の業者は300円と1.5倍の差があり、令和元年度の予定価格が令和2年度と比較して高く設定されたものになっております。ただし、最終的な落札価格については、両年度とも1kg当たり税抜き165円程度と、結果的には同水準での契約となっております。

今本委員長： ありがとうございます。昨年度も同様の案件があったと記憶していたので抽出させていただきました。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

岩井委員： 値段の件ですけれども、先ほどの説明では、納入場所によって変わってくるということと、納入する量も随分違うのでしょうか。量が多ければそれだけ安くなるということでしょうか。

城川係長： その浄水場によって、年度によって納入量が違うということですが、その時々々の給水量といいますか、水を配水する量に合わせて、納入する量もその年によって変わってくるということでございます。

今本委員長： これは1年で使う量ということでしょうか。

服部係長： 毎年納入場所は違いますが、大体1年で5,000kgから8,000kgとか、バラつきがございます。これは、年間、大体5,000kgから6,000kgを使用しており、在庫に見合う不足分を購入しているためです。

今本委員長： 分かりました。同程度の水準で納入できたという理解でよいということですね。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

【閉会】

今本委員長： なければ、予定時間を超過しましたが、本日の抽出案件の審議については、これで終わりたいと思います。これで本日の審議は、全て終了しましたが、事務局のほうで何かありますでしょうか。

平野課長： それでは、2点お願いいたします。

1点目につきましては、次回の審議案件の抽出委員について先ほど決めさせていただきましたとおり、池田委員とさせていただきます。池田委員には、改めて事務局からご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

2点目につきましては、議事録の確認方法でございます。上越市入札監視委員会運営要領第6条の規定に基づきまして、事務局が議事録を作成し、

委員長の確認を受けた後に、市の会議の公開制度に基づきまして公表させていただきます。

今本委員長： 只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： それでは、池田委員におかれましては、お忙しいところではございますが、審議案件の抽出の方、お願いいたします。それでは以上で、本日の議題は全て終了いたしました。ほかに事務局の方から何かありますでしょうか。

平野課長： 次回の委員会について、今後、新型コロナウイルス感染症の状況などもあるかと思いますが、現段階では、8月下旬を予定しております。詳しい日程につきましては、委員の皆様とご相談の上、ご案内させていただきます。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様、長時間お疲れ様でした。